

◎佐賀県条例第5号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
事務	納付義務者	手数料		納付時期	事務	納付義務者	手数料		納付時期
		名称	額				名称	額	
1 略					1 略				
2 行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条第2項の規定に基づく行政書士試験の施行	略		<u>7,000円</u>	略	2 行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条第2項の規定に基づく行政書士試験の施行	略		<u>10,400円</u>	略
3～44 略					3～44 略				
45 高压ガス保安法第31条第2項の規定に基づく販売主任者試験の実施	略		(1) 第1種販売主任者免状に係る販売主任者試験 <u>7,900円</u> （電子申請にあっては、 <u>7,400円</u> ）	略	45 高压ガス保安法第31条第2項の規定に基づく販売主任者試験の実施	略		(1) 第1種販売主任者免状に係る販売主任者試験 <u>9,000円</u> （電子申請にあっては、 <u>8,500円</u> ）	略

改正前				改正後			
		(2) 第2種販売主任者免状に係る販売主任者試験 6,200円（電子申請にあつては、 <u>5,700円</u> ）				(2) 第2種販売主任者免状に係る販売主任者試験 7,200円（電子申請にあつては、 <u>6,700円</u> ）	
46～48 略				46～48 略			
49 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高圧ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施	略	(1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>9,300円</u> （電子申請にあつては、 <u>8,800円</u> ） (2) 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>8,700円</u> （電子申請にあつては、 <u>8,200円</u> ） (3) 乙種機械	略	49 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高圧ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施	略	(1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>11,600円</u> （電子申請にあつては、 <u>11,100円</u> ） (2) 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>10,300円</u> （電子申請にあつては、 <u>9,800円</u> ） (3) 乙種機械	略

改正前				改正後			
		責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>9,300円</u> （電子申請にあつては、 <u>8,800円</u> ） (4) 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>9,300円</u> （電子申請にあつては、 <u>8,800円</u> ） (5) 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>8,700円</u> （電子申請にあつては、 <u>8,200円</u> ）				責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>11,600円</u> （電子申請にあつては、 <u>11,100円</u> ） (4) 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>11,600円</u> （電子申請にあつては、 <u>11,100円</u> ） (5) 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>10,300円</u> （電子申請にあつては、 <u>9,800円</u> ）	
50～59 略				50～59 略			
60 電気工事士法施行令第5	略	<u>2,100円</u>	略	60 電気工事士法施行令第5	略	<u>2,700円</u>	略

改正前				改正後			
条の規定に基づく電気工事士免状の書換え				条の規定に基づく電気工事士免状の書換え			
61～66 略				61～66 略			
67 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	略	(1)・(2) 略 (3) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合 <u>110,000円</u>	略	67 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	略	(1)・(2) 略 (3) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合 <u>98,000円</u>	略
68 略				68 略			
69 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位	略	<u>17,000円</u> に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額	略	69 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位	略	<u>15,000円</u> に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額	略

改正前				改正後				
置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査				置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査				
70～79 略				70～79 略				
80 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施	略	21,400円（電子申請にあっては、 <u>20,900円</u> ）	略	80 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施	略	23,200円（電子申請にあっては、 <u>22,700円</u> ）	略	略
81～327 略				81～327 略				
				327の2 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法	畜舎建築利用計画の認定を申請する者	畜舎建築利用計画認定申請手数料	次に掲げる畜舎等の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	認定申請のとき

改正前	改正後				
		<p>律第34号。以下「畜舎建築特例法」という。) 第3条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の認定の申請に対する審査</p>			<p>(1) 床面積が3,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 1棟につき207,000円</p> <p>(2) 床面積が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの 1棟につき311,000円</p> <p>(3) 床面積が5万平方メートルを超えるもの 1棟につき531,000円</p>
		<p>327の3 畜舎建築特例法第4条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の変更の</p>	<p>畜舎建築利用計画の変更の認定を申請する者</p>	<p>畜舎建築利用計画変更認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる認定を受けた畜舎建築利用計画の変更に係る部分の床面積の2分の1 (床面積の増</p> <p>変更認定申請のとき</p>

改正前	改正後
	<p data-bbox="1211 284 1391 357"><u>認定の申請に 対する審査</u></p> <p data-bbox="1677 284 1890 596">加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積を加算した面積)の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p data-bbox="1682 608 1890 879">(1) 床面積が3,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 1棟につき 207,000円</p> <p data-bbox="1682 890 1890 1161">(2) 床面積が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの 1棟につき 311,000円</p> <p data-bbox="1682 1173 1890 1364">(3) 床面積が5万平方メートルを超えるもの 1棟につき531,000</p>

改正前		改正後				
				円		
		327の4 畜舎 建築特例法第 6条第2項た だし書の規定 に基づく認定 畜舎等の仮使 用の認定の申 請に対する審 査	認定畜舎 等の仮使 用の認定 を申請す る者	認定畜 舎等仮 使用認 定申請 手数料	120,000円	認定申 請のと き
		327の5 畜舎 等の建築等及 び利用の特例 に関する法律 施行規則（令 和3年農林水 産省・国土交 通省令第6号） 第48条第2項 の規定に基づ く畜舎等の敷 地と道路との 関係に係る畜 舎等の認定の 申請に対する 審査	畜舎等の 敷地と道 路との関 係に係る 畜舎等の 認定を申 請する者	畜舎等 の敷地 と道路 との関 係に係 る畜舎 等認定 申請手 数料	27,000円	認定申 請のと き

改正前				改正後			
328～400 略				328～400 略			
401 宅地建物取引業法第16条第1項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の実施	略	7,000円	略	401 宅地建物取引業法第16条第1項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の実施	略	8,200円	略
402～417 略				402～417 略			
418 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定に基づく許可証の書換え	略	1,800円	略	418 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定に基づく許可証の書換え	略	1,600円	略
419～456の3 略				419～456の3 略			
457 道路交通法第91条の規定に基づく運転することができる自動車等の種類の限定の解除の申請に対する審査	運転することができる自動車等の種類の限定の解除の申請する者	略		457 道路交通法第91条又は第91条の2第2項の規定に基づく運転することができる自動車等の種類の限定の解除の審査	運転することができる自動車等の種類の限定の解除の審査を受けようとする者	略	

改正前				改正後			
458～461 略				458～461 略			
461の2 道路 交通法第97条 の2第1項第 3号イ、第101 条の4第2項 又は第101条 の7第1項の 規定に基づく 認知機能検査 の実施	略	<u>750円</u>	略	461の2 道路 交通法第97条 の2第1項第 3号イ若しく はロ、第101 条の4第2項 又は第101条 の7第1項の 規定に基づく 認知機能検査 の実施	略	<u>1,050円</u>	略
461の3 道路 交通法第97条 の2第1項第 3号イ、第101 条の4第2項 又は第101条 の7第1項の 規定に基づく 認知機能検査 に係る検査を 行う者に関する 講習（以下 この号におい て「認知機能	略	<u>1,400円</u> （公安 委員会が指定す る講習等を受講 した者にあつて は、 <u>800円</u> ）	略	461の3 道路 交通法第97条 の2第1項第 3号イ若しく はロ、第101 条の4第2項 又は第101条 の7第1項の 規定に基づく 認知機能検査 に係る検査を 行う者に関する 講習（以下 この号におい	略	<u>1,450円</u> （公安 委員会が指定す る講習等を受講 した者にあつて は、 <u>1,200円</u> ）	略

改正前					改正後				
検査員講習」という。) の実施					て「認知機能検査員講習」という。) の実施				
462～483 略					462～483 略				
484 道路交通法第108条の2第1項第12号の規定に基づく年齢が70歳以上の者、年齢が70歳以上の特定失効者若しくは特定取消処分者若しくは特定取消処分者又は同法第101条の7第5項	年齢が70歳以上の者、年齢が70歳以上の特定失効者若しくは特定取消処分者又は同法第101条の7第5項の規	略	次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習 次に掲げ	略	484 道路交通法第108条の2第1項第12号の規定に基づく年齢が70歳以上の者、年齢が70歳以上の特定失効者若しくは特定取消処分者若しくは特定取消処分者又は同法第101条の7第5項	年齢が70歳以上の者、年齢が70歳以上の特定失効者若しくは特定取消処分者又は道路交通法第101条の7第	略	次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 道路交通法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許 (以下この号において「普通自動車対応	略
					461の4 道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはハ又は第101条の4第3項の規定に基づく運転技能検査の実施	運転技能検査を受けようとする者	運転技能検査手数料	3,550円	検査申込みのとき

改正前			改正後		
<p>の規定による 通知を受けた 者に対する講 習の実施</p>	<p>定による 通知を受 けた者に 対する講 習を受講 しよう とする者</p>	<p><u>る講習の区分 に応じ、それ ぞれ次に定め る金額</u></p>	<p>の規定による 通知を受けた 者に対する講 習の実施</p>	<p>5項の規 定による 通知を受 けた者に 対する講 習を受講 しよう とする者</p>	<p><u>免許」という。） を受けている 者（同法第97 条の2第1項 第3号イ及び ハに掲げる者 並びに同法第 101条の4第 3項の規定の 適用を受ける 者を除く。） に対する講習 6,450円</u></p>
		<p><u>ア 道路交通 法第97条の 2第1項第 3号イ又は 第101条の 4第2項の 規定により 認知機能検 査の結果に 基づいて行 う講習 5,100円（当 該認知機能 検査の結果</u></p>			

改正前				改正後			
			<p>が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第39条に規定する基準に該当する者が受講しようとする場合にあっては、7,950円）</p> <p>イ 道路交通法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果</p>				

改正前				改正後			
			<p>に基づいて 行う講習 5,800円 ウ ア及びイ に掲げる講 習以外の講 習 5,100 円</p> <p>(2) 小型特殊 自動車免許の みを受けてい る者に対する 講習 次に掲 げる講習の区 分に応じ、そ れぞれ次に定 める金額</p>				<p>(2) 普通自動 車対応免許を 受けている者 (道路交通法 第97条の2第 1項第3号イ 若しくはハに 掲げる者又は 同法第101条 の4第3項の 規定の適用を 受ける者に限 る。)又は第 一種運転免許 若しくは第二 種運転免許で あって普通自 動車対応免許 以外のものの</p>

改正前					改正後				
				<p>ア 道路交通 <u>法第97条の</u> <u>2第1項第</u> <u>3号イ又は</u> <u>第101条の</u> <u>4第2項の</u> <u>規定により</u> <u>認知機能検</u> <u>査の結果に</u> <u>基づいて行</u> <u>う講習</u> <u>2,250円(当</u> <u>該認知機能</u> <u>検査の結果</u> <u>が認知症の</u> <u>おそれがあ</u> <u>ることその</u> <u>他の認知機</u> <u>能が低下し</u> <u>ているおそ</u> <u>れがあるこ</u> <u>を示すも</u> <u>のとして道</u></p>					<p><u>みを受けてい</u> <u>る者に対する</u> <u>講習 2,900</u> <u>円</u></p>

改正前					改正後				
			<u>路交通法施行規則第39条に規定する基準に該当する者が受講しようとする場合にあっては、</u> <u>4,450円)</u> <u>イ 道路交通法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う講習</u> <u>2,350円</u> <u>ウ ア及びイに掲げる講習以外の講習</u> <u>2,250円</u>						
485 略					485 略				
					<u>485の2 道路</u> <u>交通法第108</u>	<u>基準該当</u> <u>若年運転</u>	<u>若年運</u> <u>転者講</u>	<u>講習1時間につ</u> <u>き2,250円</u>	<u>受講申</u> <u>込みの</u>

改正前				改正後			
				<u>条の2第1項第14号の規定に基づく基準該当若年運転者に対する特例取得免許に係る自動車の運転に関する講習の実施</u>	<u>者に対する特例取得免許に係る自動車の運転に関する講習を受講しようとする者</u>	<u>習手数料</u>	<u>とき</u>
<u>485の2</u> 道路 交通法第108条の2第1項第14号の規定に基づく自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の実施	略			<u>485の3</u> 道路 交通法第108条の2第1項第15号の規定に基づく自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の実施	略		
486 道路交通法第108条の2第2項の規定に基づく講習（道路交通法施行令第37条の6に規定	略	2,650円以内で規則で定める額	略	486 道路交通法第108条の2第2項の規定に基づく講習（道路交通法施行令第37条の6に規定	略	6,450円以内で規則で定める額	略

改正前				改正後			
する講習に限る。以下この号において「特定任意講習」という。)の実施				する講習に限る。以下この号において「特定任意講習」という。)の実施			
487 道路交通法第108条の3第1項又は第108条の3の2の規定に基づく同法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を受けることができる旨又は同項第13号に掲げる講習を行う旨の書面の通知	道路交通法第108条の2第1項第10号又は同項第13号に掲げる講習を受講しようとする者	初心運転者講習又は違反者講習通知手数料	略	487 道路交通法第108条の3第1項、第108条の3の2又は第108条の3の3の規定に基づく同法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を受けることができる旨又は同項第13号若しくは第14号に掲げる講習を行う旨の書面の通知	道路交通法第108条の2第1項第10号、第13号又は第14号に掲げる講習を受講しようとする者	初心運転者講習、違反者講習又は若年運転者講習通知手数料	略
487の2 道路交通法施行規	略			487の2 道路交通法施行規	略		

改正前		改正後	
則第30条の13 第1項の規定 に基づく運転 経歴証明書の 再交付		則(昭和35年 総理府令第60 号)第30条の 13第1項の規 定に基づく運 転経歴証明書 の再交付	
488～494 略		488～494 略	
備考 略		備考 略	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第1第457号、第461号の2及び第461号の3の改正規定、同号の次に1号を加える改正規定、同表第484号及び第485号の2の改正規定、同号を第485号の3とし、同表第485号の次に1号を加える改正規定並びに同表第486号から第487号の2までの改正規定は、令和4年5月13日から施行する。